

第 80 号 議 案

和解及び損害賠償の額の決定について

当事者 甲 佐賀県武雄市 個人

当事者 乙 長崎県

甲及び乙は、甲が、令和4年4月4日、一般国道444号（長崎県大村市黒木町）において、道路の法面からの落石の直撃により車両損壊及び人身に傷害を負った事案（以下「本件事案」という。）について、次の条項により和解し、損害賠償の額を決定するものとする。

第1条 本件事案に係る賠償額は、金2,711,802円とする。（全額道路賠償責任保険適用）

第2条 甲及び乙は、本件事案については、前条の賠償額の支払いによって全てを解決し、他に何らの債権債務のないことを確認する。

令 和 6 年 6 月 17 日 提 出

長 崎 県 知 事      大      石      賢      吾

（提案理由）

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。